

東京大学理学部数学教室・大学院数理科学研究科同窓会会則

制定	1991. 6. 22
改正	1992. 6. 20
	1994. 6. 18
	1995. 6. 17
	2001. 6. 9
	2007. 6. 16
	2026. 3. 21

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は東京大学理学部数学教室・大学院数理科学研究科同窓会と称し、略称を東大数学同窓会とする。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京大学理学部数学教室・大学院数理科学研究科（以下教室という）におく。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の連絡を保ち、親睦を深め、あわせて教室の発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教室の卒業生名簿の編集・刊行および頒布
- (2) 会報の発行
- (3) 研究会、講演会および懇親会等の開催
- (4) その他必要と認められる事業

(細 則)

第5条 会則の施行および本会の業務執行に必要な事項について細則を設けることができる。

- ② 細則の制定および改廃は理事会の決議により会長の承認を得て理事長が定めるものとする。

(支 部)

第6条 本会は理事会の決議により地方支部をおくことができる。

- ② 地方支部については細則によるものとする。

第2章 会 員

(会員の範囲)

第7条 会員の範囲は次の各号に規定するところによる。

- (1) 教室の卒業者または修了者
 - (2) 教室の現教員または旧教員
 - (3) その他教室の関係者で入会を申し込み理事会で承認された者
- ② 前項第1号に規定する修了者または同第2号に規定する教員の範囲については細則に定める。
- (会員の種類および資格)

第8条 会員の種類は普通会員、名誉会員および会友とする。

- ② 普通会員は前条第1項第1号および第2号に規定する者とする。
 - ③ 名誉会員は前条第1項の会員のうち会長の推薦により理事会の承認を得た者とする。
 - ④ 会友は前条第1項第3号に規定する者とする。
- (会員の義務)

第9条 会員は細則の定めによる会費を納め、卒業者名簿記載事項の異動を本会に報告するものとする。

(会員の権利)

第10条 会員は本会の行う各種事業に参加することができる。

- ② 会員は希望すれば細則に定めるところにより名簿の頒布をうけることができる。
 - ③ 会員は細則に定めるところにより会報の配布をうけることができる。
- (退会および除名)

第11条 会員は希望すれば退会することができる。

- ② 本会の体面を損なった会員については、理事会の決議により承認を得て除名することができる。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 10名以上20名以内
 - (4) 評議員 40名以上100名以内
 - (5) 監事 若干名
- ② 理事のうち1名を理事長とする。また若干名を副理事長とすることができる。

(役員を選出)

第 13 条 役員は、次の各号に規定する推薦候補者およびあらかじめ立候補のあった者のなかから、総会において選任される。

- (1) 会長、理事長、理事および監事の候補者は役員会が推薦するものとする。
 - (2) 副会長の候補者は会長が推薦するものとする。
 - (3) 副理事長の候補者は理事長が推薦するものとする。
 - (4) 評議員の候補者は理事長が原則として各年次ごとに学部または大学院修了者から 1 名推薦するものとする。
- ② 会員は、いずれの役員にも立候補することができる。立候補しようとする者は、総会の 3ヶ月前までに文書により理事長あて届け出るものとする。
 - ③ 前 1 項にかかわらず、教室の研究科長および学科長はその在職中当然理事とする。
 - ④ 前 1 項にかかわらず、役員に欠員が生じ、理事長が必要と認めた場合には、会長の承諾を得て理事会の決議により補充することができるものとする。
 - ⑤ 理事は評議員を兼ねることができるものとする。

(役員職務)

第 14 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。また、総会および役員会を召集し、その議長となる。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその 1 人が会長の職務を代行する。また、会長欠員のときは副会長の 1 人が会長の職務を遂行する。
- ③ 理事長は、会務を遂行する。また、理事会を召集し、その議長となる。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその 1 人が理事長の職務を代行する。また理事長欠員のときは副理事長の 1 人が理事長の職務を遂行する。
- ⑤ 理事は、理事長または副理事長と協力して会務を執行し、理事長および副理事長に事故あるときは、理事の 1 人が理事長の職務を代行する。理事長および副理事長欠員のときは、理事の 1 人が理事長の職務を遂行する。
- ⑥ 評議員は役員会に出席して議案の審議を行い、また各年次の会員との連絡に当たる。
- ⑦ 監事は会計に関する監査を行い、その結果を総会に報告するものとし、職務遂行に関しては細則に定めるものとする。なお、監事は理事会に出席して意見を述べるることができるものとする。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は就任後の翌々年の定時総会の終了の時までとする。

- ② 第 13 条第 4 項の規定により就任した役員任期は、現在の他の役員任期の満了すべき時までとする。
- ③ 役員は再任されることができる。

(顧問)

第16条 本会に顧問をおくことができる。

- ② 顧問は会員のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- ③ 顧問は総会、役員会、理事会または会長の諮問に応え、また会長が必要と認めたとき、役員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会)

第17条 総会は定時総会および臨時総会とする。

- ② 定時総会は毎年11月に開催することとし、会長がこれを招集する。
- ③ 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員(会友を除く)の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。
- ④ 会長は必要な場合は総会を開く代わりに書面をもって会員の意見を徴することができる。
- ⑤ 総会の運営等について必要な事項は細則に定めることができる。

(総会の付議事項)

第18条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の報告および事業計画の承認
- (3) 決算および収支予算の承認
- (4) 会費の分担
- (5) 役員を選任
- (6) 会員の除名
- (7) その他本会運営の重要事項

(議決)

第19条 総会の議決は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、前条第1号に関しては3分の2以上の賛成がなければならない。

第5章 理事会および役員会

(理事会)

第20条 理事会は会長および理事をもって組織し、理事長が必要と認めたとき招集する。

- ② 理事および評議員は重要事項について理事会の審議が必要と認めたとき、理事長に理事会の開催を要請することができる。
- ③ 理事会はこの会則で別に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- ④ 議決は会長および理事の出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- ⑤ 理事会の運営について細則を設けることができる。

(役員会)

第 21 条 役員会は役員をもって組織する。

- ② 会長は総会の前にこれを招集し、総会に提出する議案を審議決定する。
- ③ 理事長が必要と認めたときは会長に役員会の開催を要請し、重要事項を諮問することができる。
- ④ 議決は出席役員の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- ⑤ 役員会の運営について細則を設けることができる。

第 6 章 資産および会計等

(資 産)

第 22 条 本会の資産は次の各号に掲げるものからなるものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 入会寄付金
- (5) その他の収入
- ② 会費および入会寄付金については細則に定めるものとする。
- ③ 本会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議したところによる。

(経 費)

第 23 条 本会の経費は、収支予算に基づき理事長が前条の資産をもって支弁する。

- ② 当該事業年度中、8月1日から定時総会終了の時までの経費の支出は理事会の承認を得て行うものとする。
- ③ 予算外支出が必要な場合、理事長は事前に理事会の承認をうけるものとする。

(事業年度および事業計画)

第 24 条 本会の事業年度は定時総会終了の時から始まり、翌年の定時総会終了の時までとする。

- ② 理事長は前項の事業年度に対応した事業計画を策定し、総会の承認を得るものとする。

(会計年度および収支予算)

第25条 本会の会計年度は8月1日に始まり、翌年7月31日に終わるものとする。

② 理事長は前項の会計年度に対応する収支予算を策定し定時総会の承認をうけるものとする。

(決算)

第26条 理事長は、当該事業年度内に終了する会計年度に対する収支決算を行い、定時総会に報告するものとする。

附 則 (平成6年6月18日定時総会)

1. 本会則は平成6年6月18日から適用する。ただし、平成7年に開催する定時総会において本会則を再度審議するものとする。
2. 会員は本会則に意見あるときは、平成7年度開催の定時総会の5ヶ月前までに、評議員を通じ、または理事長あて直接に申し出るものとする。
3. 改正後の会則による役員は、旧会則による役員中、幹事および連絡員をそれぞれ理事および評議員と読み替え、改正後の会則の規定に対応する役員に選任されたものとする。ただし、各役員の任期は平成7年に開催される定時総会終了の時までとする。

附 則 (平成19年度の経過措置)

第25条にかかわらず、平成19年度においては、会計年度は平成19年4月1日に始まり、平成20年7月31日に終わるものとする。

東京大学理学部数学教室・大学院数理科学研究科同窓会細則

制定 1991. 6. 22
改正 1992. 6. 20
1994. 6. 18
1995.10. 21
2007. 6. 16
2026. 3. 21

(入会寄付金)

第1条 会員は10,000円の入会寄付金を納めるものとする。

② 入会寄付金は納めた年の会費を含めるものとする。

(会費)

第2条 会費は各年度毎に役員会で定めるものとする。

② 名誉会員および顧問は会費を免除する。

(会員の範囲)

第3条 会則第7条第1項に規定する教員または修了者は次の通りとする。

(1) 教員 准教授以上とする。

(2) 卒業者 飛び級による中退者を含めるものとする。

(3) 修了者 数理科学専攻博士課程満期単位修得者を含めるものとする。

(名簿の頒布)

第4条 入会寄付金を納めた会員は特別価格で卒業者名簿の頒布をうけることができる。

② 名簿の価格および特別価格については毎年理事会で決定する。

(会報の配布)

第5条 会報の配布基準等については毎年理事会で決定する。

(総会の運営)

第6条 会長は、役員会の承認を得て理事を指名し、総会の議事進行にあたらせることができる。

② 総会の議事概要については可能な限り会報にて会員に通知するものとする。

(理事会の運営等)

第7条 理事長は必要と認めるとき定時総会前の理事会に次期の理事として推薦を予定している者を出席させ、意見を求めることができる。

- ② 理事長は、評議員からの要請により開催する理事会に必要と認められた評議員若干名を出席させ、意見を求めることができる。

(役員会の運営)

第8条 会長は理事を指名し、会議の議事進行に当たらせることができる。

- ② 会長は必要と認めるとき、定時総会前の役員会に次期の役員として推薦を予定している者を出席させ意見を求めることができる。

(理事会、役員会または総会の同時開催)

第9条 会長および理事長は協議により、理事会、役員会または総会を同時に開催することができる。この場合、出席者は合同とした会の構成員として審議および議決に参加するものとする。

(監事の職務等)

第10条 各監事は協同してその職務を遂行する。

- ② 総会への会計監査報告書は、監事の互選により選出された代表者が行うものとする。

(役員報酬)

第11条 役員は無報酬とする。

(職員)

第12条 本会の運営を円滑に行うため、理事長は有給の職員をおくことができる。

以 上